

長野県飯田市の取組から

長野県 飯田市 総合政策部長 櫻井 毅
(前市教委事務局 社会教育担当参事)

- 頂いた話のポイント：
- ①公民館を核とした地域連携の機能強化
 - ②飯田市の取組方法を他地域で展開する際の課題
 - ③今後の施策に関する意見

◆「地域の課題は地域で解決する」という土壌を醸成してきた公民館

・市民セミナーの取組

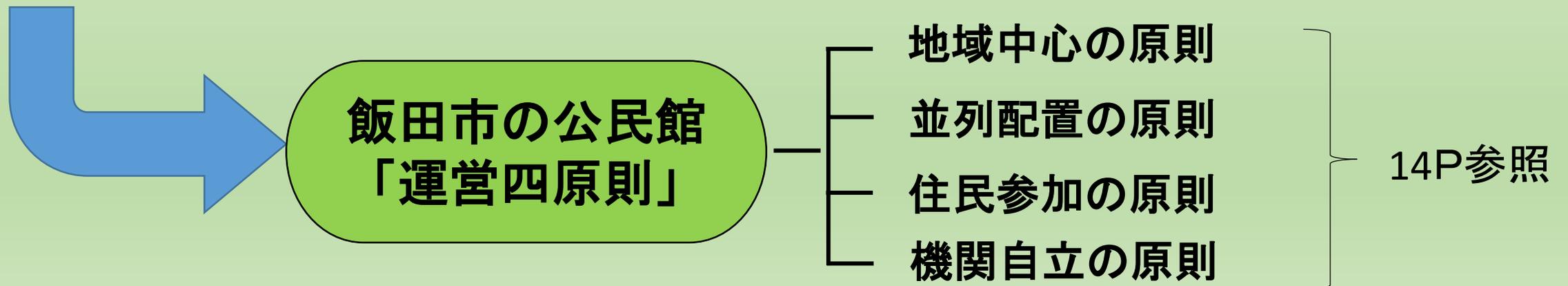
…公民館はカルチャーセンター的なものでなく、地域課題を捉え・学び・実践的に解決していく場

◆地域を担う人材が育つ公民館

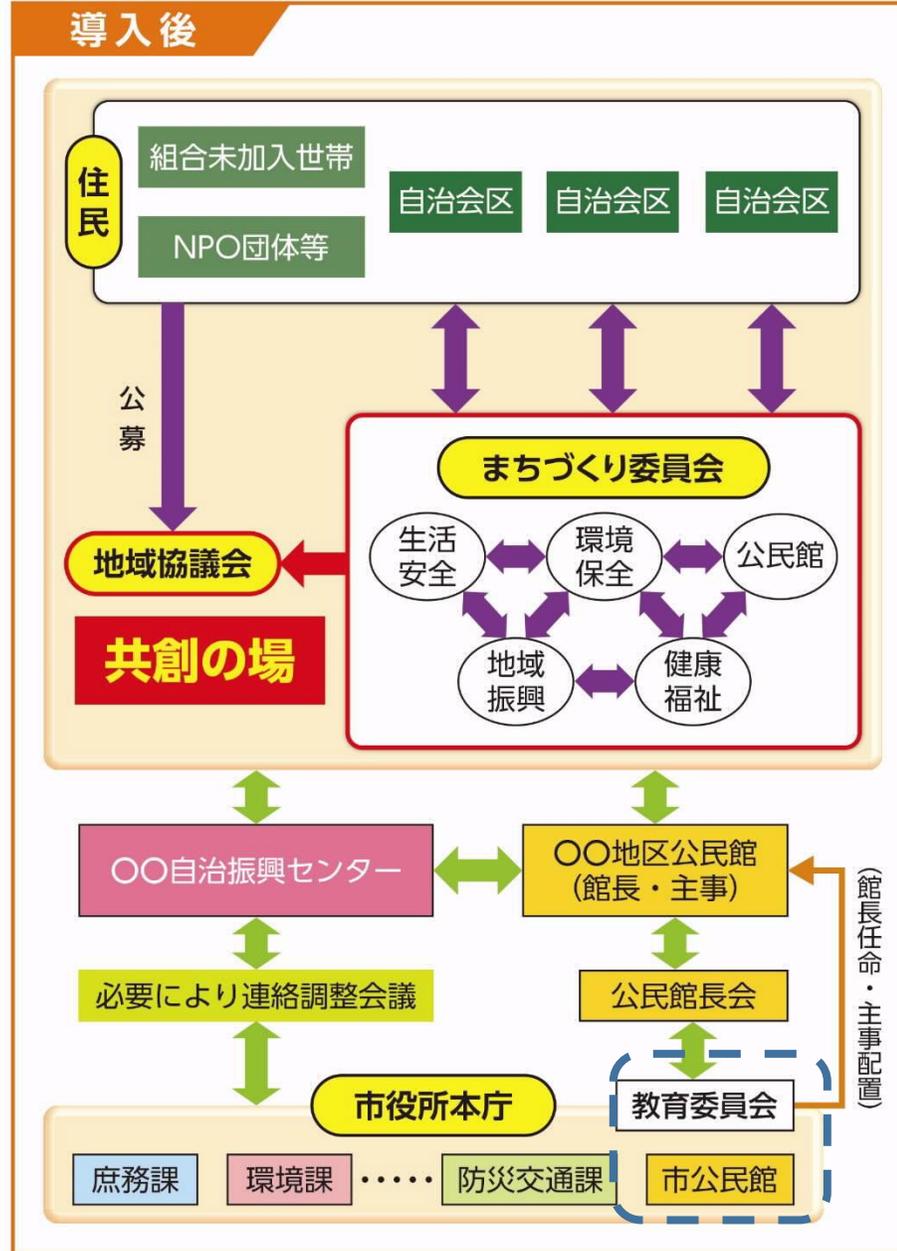
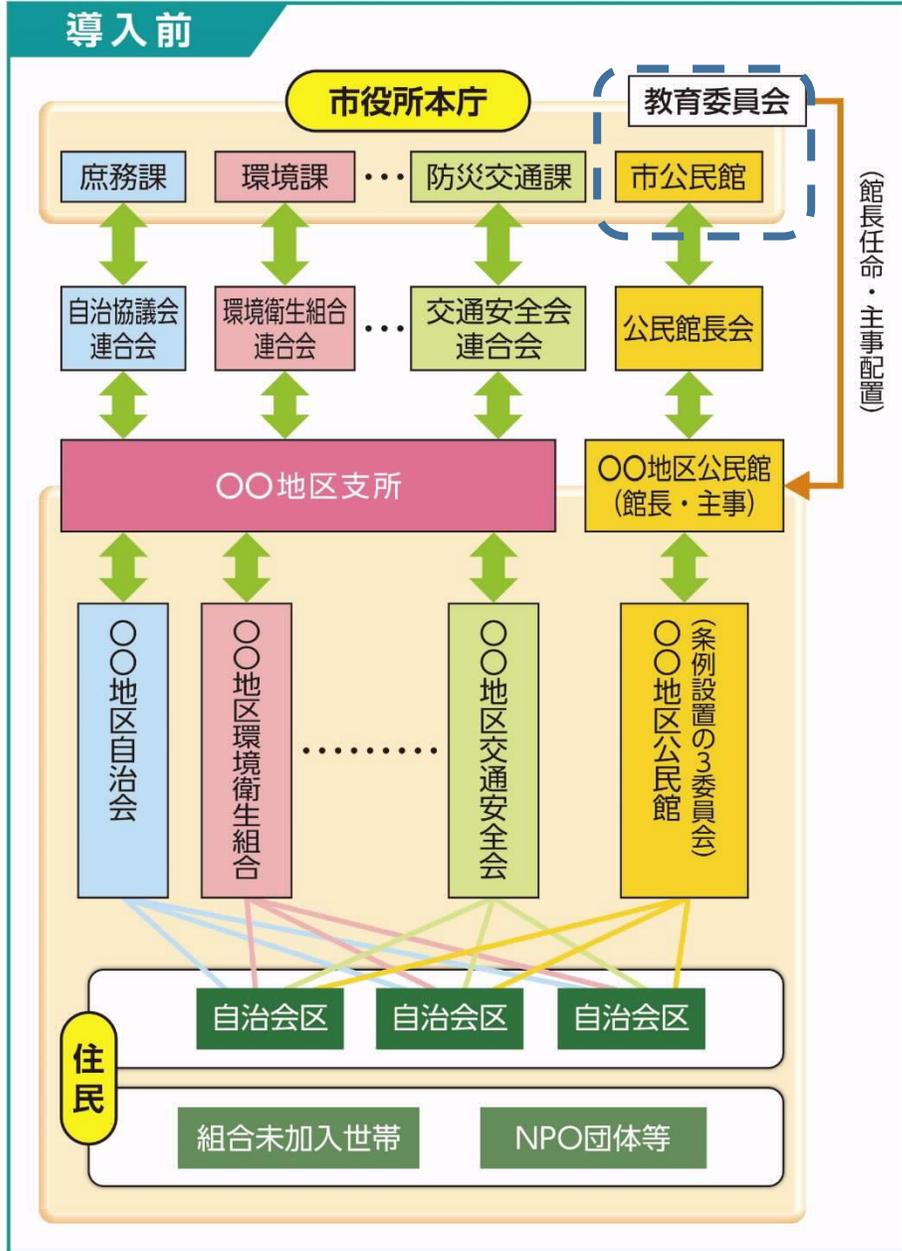
・40代～50代で公民館役員（分館長、委員長等）の経験 → 60代で自治組織の役員

・関連し、市職員として公民館主事経験（実践事例）が行政施策の推進能力向上に生きる

…15P 16P 参照



地域自治組織の再構築 ～「トップダウン」から「ボトムアップ」へ



◆H19年度から地域自治組織制度の導入により、従前の所謂「自治会組織」は「まちづくり委員会」へ再編するとともに、各地区は地域自治区として「地域協議会」を設置

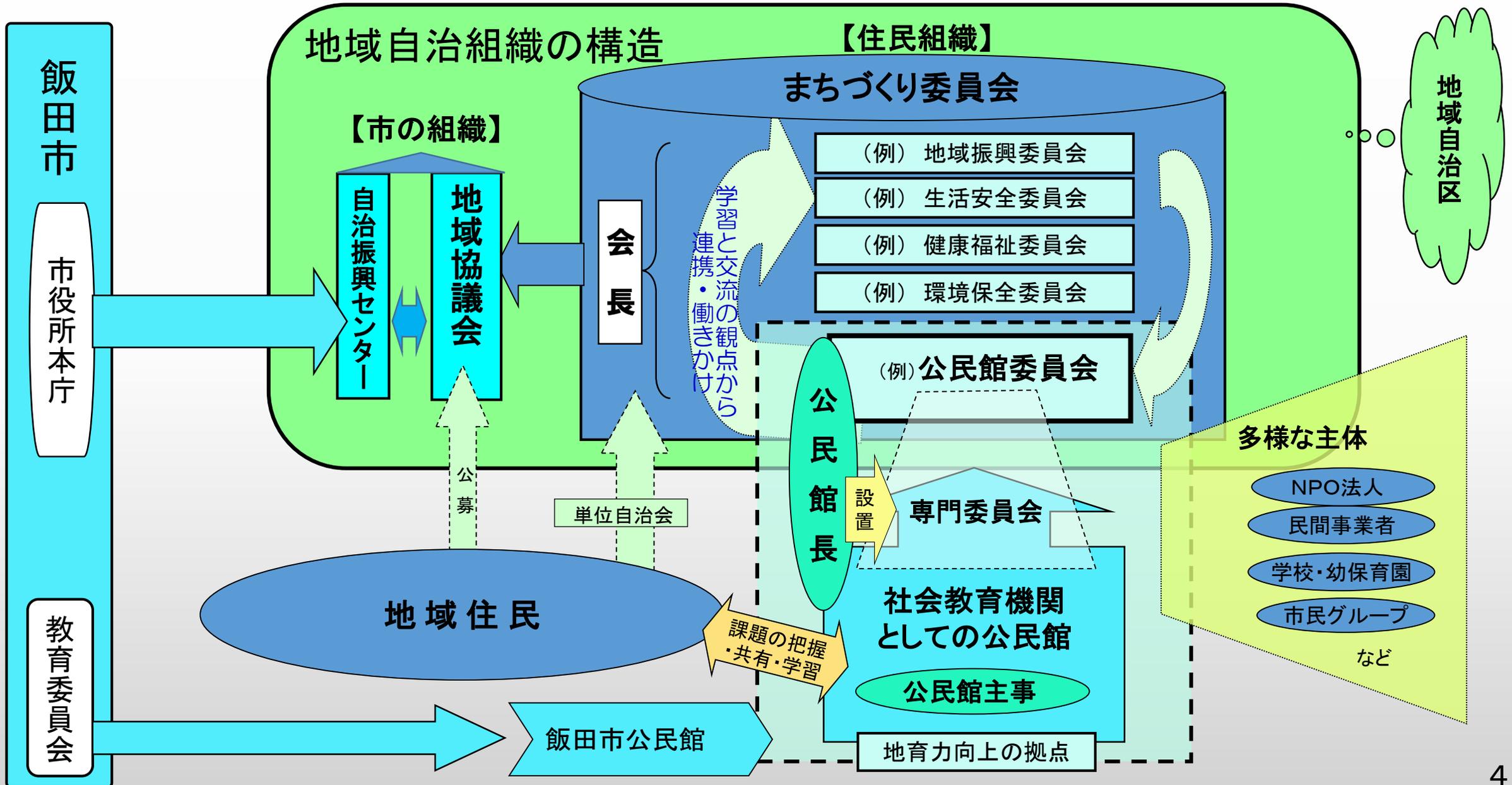
◆これに伴い、公民館は各地区で自治会と両輪的關係からまちづくり委員会を構成する組織へ

◆但し、教育委員会が設置する社会教育機関としての位置づけも有し、2つの側面を持つ

↓

4Pイメージ図参照

地域自治組織における公民館の役割整理 (イメージ図)



【飯田市の公民館の方向性】 持続可能な地域づくりに向けた公民館の役割について

◆地域自治組織の導入と公民館の役割 (抜粋) ← H22年度の整理

- 各地区の公民館(以下「各公民館」という。)は、社会教育法に基づく教育機関として市が設置しているが、平成19年度からは地域自治組織を構成する1つの団体としても位置づくという2面性を持ちながら、住民の自由な学習活動を支援するとともに、まちづくり委員会の構成団体として連携協力を図り、地育力向上の拠点を持っている。
- 飯田市の公民館は、住民が主体的に地域の様々な素材を学びのテーマにして、学習と交流を深めながら課題解決に取り組んできたところに特徴がある。これは地域自治の仕組の変化に関わらず、これからも大切にしていけるべき土壌といえる。
- 地域自治組織導入から4年が経過する今年度は、公民館長会・主事会で地域自治組織体制における公民館の役割を検証してきた。公民館主事会では、東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室(以下「東京大学」という。)と「これからの地域づくりのあり方と公民館の果たす役割」に関して共同学習を進め、各公民館の役員を対象に公民館の役割や主事に対する意識調査を行った。
- これらの結果を東京大学では共同学習報告書としてまとめ、また飯田市公民館では公民館が担うべき役割と機能を改めて整理し、その方向性を以下のとおりまとめる。

公民館は、住民による自立した地域経営に向けて、今後も引き続き地域に着目した学習と交流を深める役割を担い、「みつける つながる 育てる 実現する場」としての機能を発揮する地育力向上の拠点として、愛着を持って住み続けられる地域づくり、人づくりの一翼を担う。

みつける つながる 育てる 実現する公民館

地域に着目した
学習と交流を深める

みつける

- ・地域活性化の起爆剤となる地域の資源(人・もの)を発掘できる
- ・地域や人を知り、自己実現を図るテーマや素材を見つける

つながる

- ・多様な主体が情報や課題を共有し取り組むことで相乗効果を生む
- ・人と人が結びつくことで悩みや課題解決の糸口となる

育てる

- ・地域を担うキーパーソンが生まれ後継者が育つ
- ・住民相互の学びが深まりネットワークが広がる

実現する

- ・地域が活性化し地域の課題解決に結びつく
- ・思いが実現できる
- ・新たな気づきや視点を持つ

愛着を持って
住み続けられる地域づくり

★公民館は地育力を向上させる実践的な場として機能する

飯田市の公民館のあらし

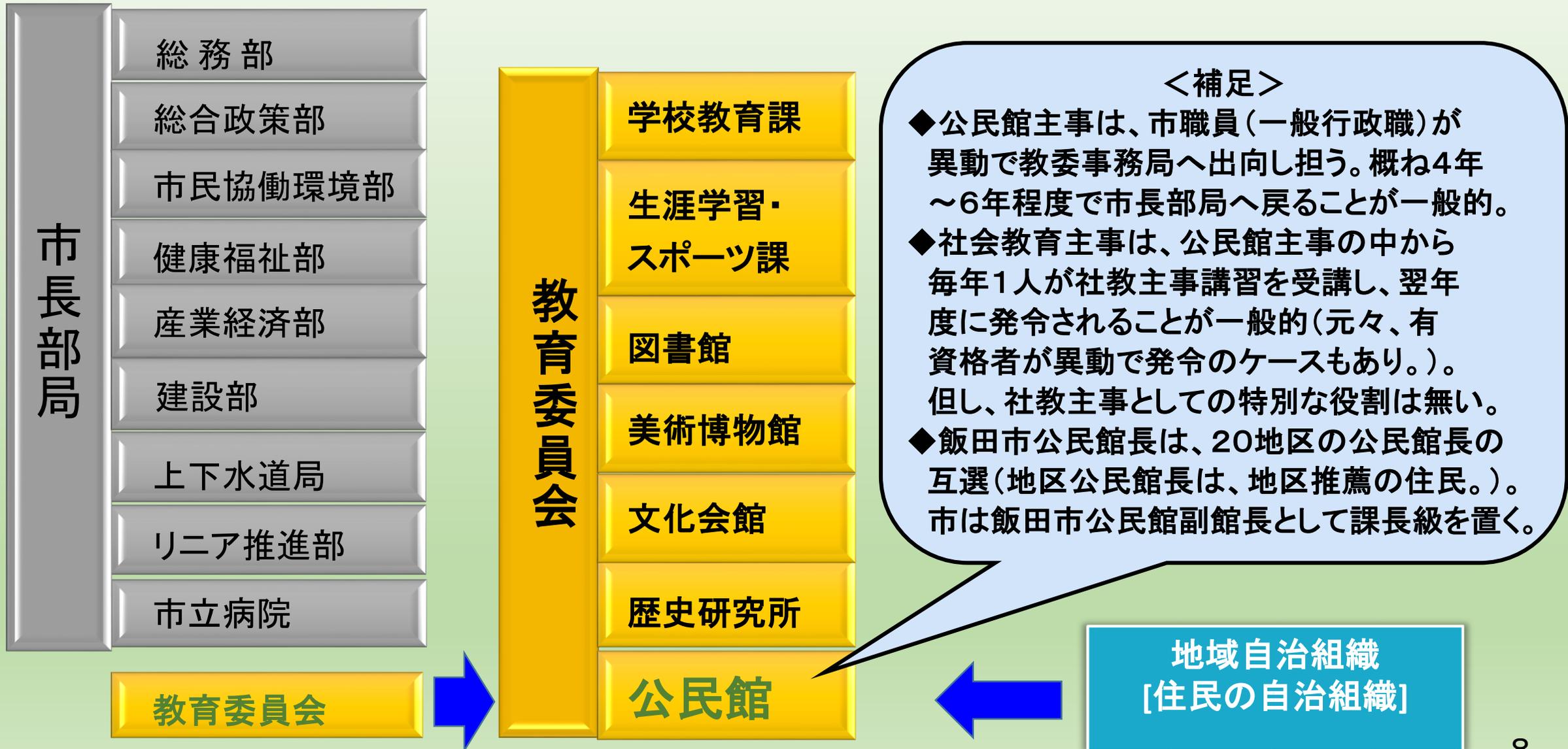
7P ~ 14P



飯田市公民館



1. 飯田市における公民館の位置づけ



2. 飯田市の市政経営の考え方

- ① 集落がしっかりしていれば、20地区のコミュニティが強くなる。
20地区がしっかりしていれば、飯田市が強固(自立的・持続的・発展的)になる。
- ② 行政は、大所高所から判断することが必要だが、同時にきめ細かな行政サービスを行ったり、地域に密着して住民の自治活動を支援することが重要である。
- ③ 飯田市の地域づくりは、住民自治を土台として、行政、市民、事業者等による「協働」(同じ目的に向かって、それぞれの役割を發揮しながら、協力し合って取り組む)が原動力である。

3. 公民館の目的

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする

- 公民館の目的は、
- 一定範囲の地域の住民のために、
- 暮らしに密着しながら、教育や文化に関する様々な事業を行い、
- そのことにより、住民の教養を高めたり、健康を増進したり、豊かな心を育むことで、
- よりよい暮らし、よりよい地域社会をつくることに役割を果たすことにある。

4. 公民館の役割

地域に暮らす 私たちが

- ◆ 心豊かに健康で暮らせるように、**学び合いと文化・体育活動の場をつくる**
- ◆ 出会い、つながり、絆を深められるように、**交流の場をつくる**
- ◆ 地域の事柄や課題に関心がもてるように、**地域の情報を発信する**
- ◆ 地域への誇りと愛着を抱けるように、**ふるさとのよさを再発見し伝える**
- ◆ 公民館活動を企画実施する共同体験を通して、**住民自治の力を培う**

5. 公民館の事業概要

公民館が目的達成のために行う概ねの事業（社会教育法 第22条）

- ① 定期講座を開設すること。
- ② 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- ③ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- ④ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- ⑤ 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- ⑥ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

6. 飯田市の公民館の組織等

区 分	対象地域(住民)	主な活動内容	運営組織の体制	運営経費
飯田市 公民館 (1)	飯田市 (市 民)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全市的課題をとらえた事業 ■ 地区館への波及を期待するモデル事業 ■ 20地区館の連絡調整・活動支援 ■ 学習相談・学習情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市正規職員：5人 ○ 市臨時職員：3人 	・市予算
地区公民館 (20)	合併前旧町村 (地区民)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区の課題や地区民の要求に基づく学級講座 ■ 文化・体育・広報事業 ■ 分館活動に関する相談・支援 ■ 社会教育関係団体等に関する相談・支援 ■ 学習相談・学習情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市非常勤職館長：1人 ○ 市正規主事：1人 ○ 地区選出委員：45人 (平均) 	・市予算 ・住民負担金
分 館 (103)	近隣集落 (区 民)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区の課題や区民の要求に基づく講座 ■ 文化・体育・広報事業 ■ 本館活動への参画・協力 ■ 区の各種組織との連絡調整・相互協力 ■ サークル等に関する相談・支援 	○ 地域住民から選出された役員が中心となって運営	・住民負担金



7. 飯田市の公民館の運営原則

地域中心の原則

◆地域づくりは、住民の暮らしに身近な地域から考えることが出発点となる。

◆公民館は、常に地域を中心にとらえた住民の学びの場であり続ける。

並列配置の原則

◆20地区は規模や特性は異なっても、それぞれの地区公民館は対等関係であり、それぞれの活動を互いに尊重し合う。

◆飯田市公民館は、上位指導機関ではなく、20地区公民館の連絡調整機能を担う。

住民参加の原則

◆地区公民館を設置して職員を配置するのは行政の役割であるが、公民館の事業の企画運営は自発的な住民の意思に基づいて行われることが重要である。

機関自立の原則

◆教育行政は、一般行政から一定の独立性、中立性を保っている。

◆公民館は、地域の社会教育機関としての独立的な体制を保ち、住民の自由で、主体的な学習活動を保障する。

8. 公民館は『住民自治の学校』

公民館は、社会教育機関であり、ここで行う事業は、地域住民が、よりよい暮らし、よりよい地域社会をつくることを共通の願いとして、互いに学び合いながら、主体的、協働的に事業を創りあげる「過程」を重視している。

- 飯田市における公民館は、
- 地域に暮らす住民が、
- 暮らしの課題や、地域おける課題を
- 皆で、知恵と、労力と、資金を出し合って
- 住民主体で解決していく自治の力を
- 学びを通じて高め合う、「住民自治の学校」である。

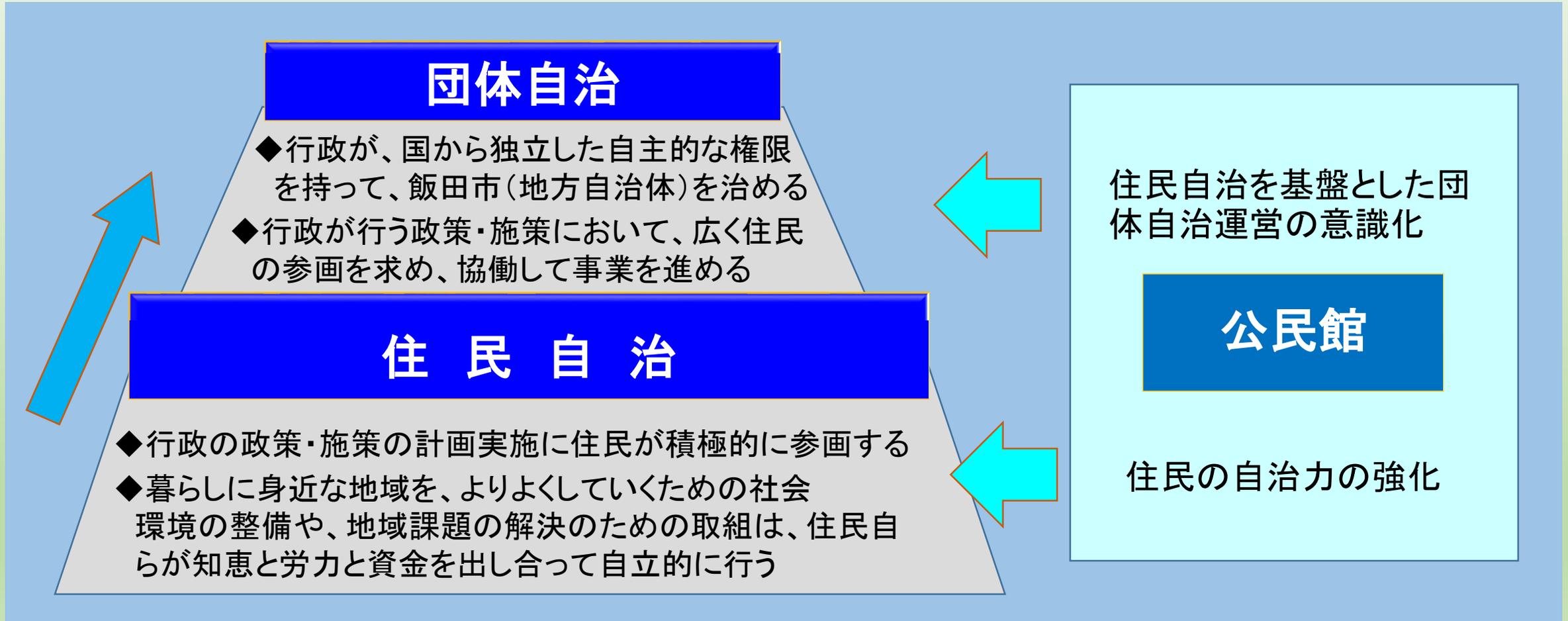
9. 公民館は『行政職員の能力形成の場』

行政職員は、法令と予算を背景に行政組織の中で事務事業を行っているため、「市民のためにしてあげる」という意識に陥りやすい。

飯田市が、行政職員に求める能力は、市民と良好にコミュニケーションができ、対話を通して市民と行政の互いの役割を認識し合い、同じ目的に向かって、共に協力して地域づくりを進めていく「協働関係」を築きながら、実践できる能力である。

- 飯田市の行政は、
- 若手職員を公民館主事として地区公民館に配属し、
- 地域住民の中に飛び込み、
- 地域住民と一緒に悩み、喜怒哀楽を分かち合いながら、
- 支援者として、共に事業を創り出す体験を通して、
- 市民との協働関係を築き実践できる力の獲得を期待している。

10. 公民館活動により『団体自治』と『住民自治』の 良好なパワー・バランスを維持しながら地域経営する



【参考資料：別冊】

「これからの公民館～新しい時代への挑戦」

(小林文人編 (株)国土社 H11(1999)年12月 発行)より

「2 和紙の里づくりから見えてきた、公民館の可能性 ～飯田市・公民館の取り組み」

この項目は、飯田市公民館主事だった木下巨一氏と下久堅公民館主事として「和紙の里づくり」に取り組んだ櫻井が共同執筆したもの

かつての飯田市の公民館が各地区で展開していた 地域に根差した取組の1モデル

※留意点(当時と現在までの状況変化等)

- ・H17年10月1日に南信濃村、上村との合併により2地区増え、市内20地区体制になっていること
- ・H19年4月1日から地域自治組織の仕組みがスタートし、公民館の位置付けも変化していること